

うさぎ生活サービス 重要事項説明書

うさぎ生活サービス

うさぎ生活サービスはご利用者様に対して生活支援サービスを提供します。事業の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- (1) 事業名称 うさぎ生活サービス
- (2) 代表者 新井秋央
- (3) 代表者住所 東京都大田区南馬込1-45-11
- (4) 電話番号 080-3114-6357 (代表窓口)

2. 事業の概要

- (1) 事業の種類 生活関連サービス業
- (2) 事業の形態 個人事業
- (3) 事業の目的 事業の従事者が、高齢者に対し、生活支援サービスを提供することを目的とする
- (4) 運営方針
 - ①サービス従事者は、高齢者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持ならびに家族の心身的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及びその他必要な援助を行う。
 - ②事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの適切な連携を図り、総合的なサービスの提供にあたる。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の実業の実施地域

【大田区】

北馬込1丁目、北馬込2丁目、中馬込1丁目、中馬込2丁目、中馬込3丁目、西馬込1丁目、西馬込2丁目、東馬込1丁目、東馬込2丁目、南馬込1丁目、南馬込2丁目、南馬込3丁目、南馬込4丁目、南馬込5丁目、南馬込6丁目、山王3丁目、山王4丁目、中央1丁目、中央2丁目、中央3丁目、中央4丁目

【品川区】

大井2丁目、大井3丁目、大井5丁目、大井7丁目、西大井、小山4丁目、小山5丁目、小山6丁目、小山7丁目、荏原1丁目、荏原2丁目、荏原3丁目、荏原4丁目、荏原5丁目、荏原6丁目、荏

原7丁目、旗の台1丁目、旗の台2丁目、旗の台3丁目、旗の台4丁目、旗の台5丁目、旗の台6丁目、中延3丁目、中延4丁目、中延5丁目、中延6丁目、東中延2丁目、西中延3丁目

(2) 営業日及び営業時間

平日10時00分～17時00分（土日・休祝日は休業）

事業者が設定する休日は、当該休日の1ヶ月前までに利用者へ通知します。

4. サービスと利用料金

当事業が提供するサービスは、完全自費サービスのため、利用料金の全額をご利用者様にご負担いただきます。

(1) サービスの種類

①声かけ見守り

地域のスタッフがご自宅を訪問してお声かけをします。

②生活なんでもお手伝い

買物代行、洗濯、掃除等のお手伝いをします。

作業内容は、利用者様の普段のやり方を教えていただき、協議の上決めさせていただきます。

③出張お花レッスン

お花講師がご自宅に出張して利用者様と一緒に花を飾ります。

生花や資材は講師が持参します。利用者様には花器のご準備のみお願いしております。

(2) サービス利用料金

別紙「料金表」のとおりです。

(3) 利用料金のお支払い方法（利用規約第）

前記（2）の料金・費用は、サービス利用終了月の翌月10日までにご請求させていただき、同27日まで現金または口座振込でお支払いいただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前日までに申し出があった場合 無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 当日の利用料金の50%

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができないことがあります。あらかじめご了承ください。その場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

5. 損害賠償について

当事業において、事業者の故意又は重過失によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。事業者が負う損害賠償額の上限は1000万円とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意または重過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約期間満了日までですが、契約期間満了の1ヶ月前までにご利用者様から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業との契約は終了します。

- ①ご利用者様が死亡した場合
- ②事業者が破産した場合又はやむを得ない事由により事業を廃止した場合
- ③ご利用者様から解約または契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）
- ④事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください）

（1）ご利用者様からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご利用者様から利用契約を解約することができます。その場合には契約終了を希望する日の14日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合
- ②事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が故意又は重過失によりご利用者様の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（2）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用様が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用様による、サービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用様が、故意又は重過失により事業者又はサービス従事者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用様の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。